

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

改 正 案	現 行
投資信託及び投資法人に関する法律 目次 第一編 総則（第一条・第二条） 第二編 投資信託制度 第一章 委託者指図型投資信託 第一節 通則（第三条・第五条の三） 第二節 投資信託委託業者 第一款 認可等（第六条・第十条の三） 第二款 業務 第一目 通則（第十一条・第十三条の二） 第二目 投資信託委託業（第十四条・第三十四条） 第三目 投資法人資産運用業（第三十四条の二・第三十四条の九） 第四目 その他の業務（第三十四条の十・第三十四条の十五） 第三款 経理（第三十五条・第三十七条） 第四款 監督（第三十八条・第四十五条） 第五款 雑則（第四十六条・第四十九条）	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律 目次 第一編 総則（第一条・第二条） 第二編 証券投資信託制度 第一章 証券投資信託（第三条・第五条） 第二章 証券投資信託委託業 第一節 認可等（第六条・第十三条） 第二節 業務（第十四条・第三十五条） 第三節 監督（第三十六条・第四十五条） 第四節 雑則（第四十六条・第四十九条） 第三章 証券投資信託協会（第五十条・第五十七条） 第四章 外国証券投資信託（第五十八条・第六十条） 第三編 証券投資法人制度 第一章 証券投資法人 第一節 通則（第六十一条・第六十五条） 第二節 設立（第六十六条・第七十五条） 第三節 投資口及び投資証券（第七十六条・第八十八条） 第四節 機関

第二章 委託者非指図型投資信託（第四十九条の二・第四十九条の十二）

第三章 投資信託協会（第五十条・第五十七条）

第四章 外国投資信託（第五十八条・第六十条）

第三編 投資法人制度

第一章 投資法人

第一節 通則（第六十一条・第六十五条）

第二節 設立（第六十六条・第七十五条）

第三節 投資口及び投資証券（第七十六条・第八十八条）

第四節 機関

第一款 投資主総会（第八十九条・第九十四条）

第二款 執行役員、監督役員及び役員会

第一目 執行役員（第九十五条・第九十九条）

第二目 監督役員（第一百条・第一百四条）

第三目 役員会（第一百五条・第八十条）

第四目 執行役員及び監督役員の責任等（第九十九条・第一百条）

第五節 事務の委託（第一百一十一条・第一百三十三条）

第六節 会計監査人（第一百四条・第一百九条）

第七節 投資口の追加発行（第二百十条・第二百三十三条）

第八節 投資口の払戻し（第二百二十四条・第二百二十八条）

第九節 計算（第二百二十九条・第二百三十九条）

第九節の二 投資法人債（第二百三十九条の二・第二百三十九条の

第一款 投資主総会（第八十九条・第九十四条）
第二款 執行役員、監督役員及び役員会

第一目 執行役員（第九十五条・第九十九条）

第二目 監督役員（第一百条・第一百四条）

第三目 役員会（第一百五条・第八十条）

第四目 執行役員及び監督役員の責任等（第九十九条・第一百条）

第五節 事務の委託（第一百一十一条・第一百三十三条）

第六節 会計監査人（第一百四条・第一百九条）

第七節 投資口の追加発行（第二百十条・第二百三十三条）

第八節 投資口の払戻し（第二百二十四条・第二百二十八条）

第九節 計算（第二百二十九条・第二百三十九条）

第十節 規約の変更（第二百四十条・第二百四十二条）

第十一節 解散（第二百四十三条・第二百四十四条）

第十二節 合併（第二百四十五条・第二百五十条）

第十三節 清算

第一款 通則（第一百五十一条・第一百六十三条）

第二款 特別清算（第一百六十四条）

第十四節 登記（第二百六十五条・第二百八十二条）

第十五節 雑則（第二百八十三条・第二百八十六条）

第二章 証券投資法人の業務

第一節 登録（第八十七条・第九十二条）

第二節 業務の範囲（第九十三条・第九十七条）

六

第十節 規約の変更（第四百十条・第四百十二条）

第十一節 解散（第四百十三条・第四百四条）

第十二節 合併（第四百五条・第五十条）

第十三節 清算

第一款 通則（第五十一条・第六十三条）

第二款 特別清算（第六十四条）

第十四節 登記（第六十五条・第八十二条）

第十五節 雑則（第八十三条・第八十六条）

第二章 投資法人の業務

第一節 登録（第八十七条・第九十二条）

第二節 業務

第一款 業務の範囲（第九十三条・第九十七条）

第二款 業務の委託（第九十八条・第一百条）

第三節 監督（第一百一十一条・第一百十九条）

第三章 外国投資法人（第二百十条・第二百十三条）

第四編 雑則（第二百十三条の二・第二百七条）

第五編 罰則（第二百八条・第二百五十三条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して

第三節 運用会社及び資産保管会社

第一款 運用会社（第九十八条・第二百七条）

第二款 資産保管会社（第二百八条・第二百条）

第四節 監督（第一百一十一条・第一百十九条）

第三章 外国証券投資法人（第二百十条・第二百十三条）

第四編 雑則（第二百十四条・第二百七条）

第五編 罰則（第二百八条・第二百五十三条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配

運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

2 この法律において「委託者非指図型投資信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者による運用を含む。）することを目的とする信託であつて、この法律に基づ

する仕組みとしての証券投資信託及び証券投資法人の各制度を確立し、投資者の保護を図ることにより、投資者による証券投資を容易にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「証券投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に当該指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。第十一項及び次条において同じ。）を目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

(新設)

	き設定されるものをいう。	
3	この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。	(新設)
4	この法律において「証券投資信託」とは、委託者指図型投資信託のうち主として有価証券に対する投資として運用すること(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。第五条の二及び第四十九条の三において同じ。)を目的とするものであつて、政令で定めるものをいう。	(新設)
5 11	(略)	2 8 (略)
12	この法律において「受益証券」とは、投資信託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証券であつて、委託者指図型投資信託にあつては委託者が、委託者非指図型投資信託にあつては受託者が、この法律の規定により発行するもの又はこれに類する外国投資信託に係る証券をいう。	(新設)
13	この法律において「公募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして総理府令で定めるものを含む。以下同じ。)のうち、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの(適格機関投資家私募を除く。)をいう。	(新設)
14	この法律において「適格機関投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、適格機関投資家(証券取	(新設)

	引法第二条第三項第一号の適格機関投資家をいう。ののみを相手方として行う場合で政令で定める場合に該当するものをいう。
15	この法律において「一般投資家私募」とは、新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、公募又は適格機関投資家私募のいずれにも該当しないものをいう。
16	この法律において「投資信託委託業」とは、業として委託者指図型投資信託の委託者となることをいう。
17	この法律において「投資法人資産運用業」とは、業として登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行うことをいう。
18	この法律において「投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む者をいう。
19	この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。
20	この法律において「登録投資法人」とは、第百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。
21	この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。
22	(略)
23	この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。
24	この法律において「投資法人債」とは、投資法人がこの法律の定めるところにより発行する債券をいう。
	(新設)
9	この法律において「証券投資信託委託業」とは、業として証券投資信託の委託者となることをいう。
	(新設)
10	この法律において「証券投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて証券投資信託委託業を営む者をいう。
11	この法律において「証券投資法人」とは、資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。
12	この法律において「登録証券投資法人」とは、第百八十七条の登録を受けた証券投資法人をいう。
13	この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された証券投資法人の社員の地位をいう。
14	(略)
15	この法律において「投資主」とは、証券投資法人の社員をいう。
	(新設)

25 この法律において「投資法人債券」とは、投資法人債を表示する証券をいう。 (削る)	(新設) 16 この法律において「運用会社」とは、登録証券投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う法人をいう。
26 この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。	17 この法律において「資産保管会社」とは、登録証券投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。
27 この法律において「一般事務受託者」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者をいう。	18 この法律において「一般事務受託者」とは、証券投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者をいう。
28 この法律において「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいう。	19 この法律において「外国証券投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、証券投資信託に類するものをいう。
29 この法律において「外国投資法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、投資証券又は投資法人債券に類する証券を発行するものをいう。	20 この法律において「外国証券投資法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、投資証券に類する証券を発行するものをいう。
第二編 投資信託制度	第二編 証券投資信託制度
第一章 委託者指図型投資信託	第一章 証券投資信託
第一節 通則	(証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止)
第三条 削除	第三条 何人も、証券投資信託を除くほか、信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結

(委託者指図型投資信託の委託者及び受託者)

第四条 委託者指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

(受益証券)

第五条 委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 委託者指図型投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除くほか、受益証券をもつてしなければならない。

3 委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとする。

4・5 (略)

6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名し又は記名なつ印したものでなければならない。

一 (略)

してはならない。ただし、信託の受益権を分割して複数の者に取得させることを目的としないものについては、この限りでない。

(証券投資信託の委託者及び受託者)

第四条 証券投資信託契約（以下「信託契約」という。）は、証券投資信託委託業者を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む銀行を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

(受益証券)

第五条 証券投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 証券投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除くほか、受益証券をもつてなければならない。

3 証券投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとする。

4・5 (略)

6 受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名し又は記名なつ印したものでなければならない。

一 (略)

二 受益権の口数

三 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び受益権の総口数

四、六 (略)

七 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

八 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の受益証券については、追加信託をすることができる元本の限度額

九、十一 (略)

(証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止)

第五条の二 何人も、証券投資信託を除くほか、信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結してはならない。ただし、信託の受益権を分割して複数の者に取得させることを目的としないものについては、この限りでない。

(金銭信託以外の投資信託の禁止)

第五条の三 投資信託(証券投資信託であつて受益者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)は、金銭信託でなければならない。

第二節 投資信託委託業者

第一款 認可等

(認可)

(新設)

二 信託契約締結当初の信託の元本の額及び受益権の総口数

三、五 (略)

(新設)

六 元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券については、追加信託をすることができる元本の限度額

七、九 (略)

(新設)

(新設)

第二章 証券投資信託委託業

第一節 認可等

(認可)

第六条 次のいずれかの業務を営もうとする者は、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

一 投資信託委託業

二 投資法人資産運用業

第七条 削除

(認可の申請)

第八条 (略)

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類、投資信託契約又は第百八十八条第一項第四号に規定する委託契約(以下この節において「資産運用委託契約」という。)(の締結に関する計画書その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の業務の方法を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 運用の指図又は運用を行う資産の種類

二 運用の指図又は運用に係る権限の委託を行う場合における第二条第一項又は第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者が

第六条 証券投資信託委託業を営もうとする者は、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(認可の条件)

第七条 金融再生委員会は、前条の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は受益者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第八条 (略)

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類、信託契約締結に関する計画書その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(新設)

運用の指図又は運用を行う資産の種類

- 三 主として不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地及び建物をいう。次条及び第二百二十四条の二において同じ。）に対する投資として運用することを目的とする投資信託の運用の指図又は投資法人の資産の運用を行う場合には、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

（認可の基準）

第九条 （略）

- 2 金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一 （略）

- 二 資本の額が公益又は投資者の保護のため必要かつ適当なものであるとして政令で定める金額に満たない株式会社等

- 三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、証券取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、外国証券業者に関する法律

（認可の基準）

第九条 （略）

- 2 金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一 （略）

- 二 資本の額が、公益又は受益者の保護のため必要かつ適当なものであるとして政令で定める金額に満たない株式会社等

- 三 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株

株式会社等

(昭和四十六年法律第五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)若しくは金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定により同法第

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の

二十四条第一項の認可、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可、免許、登録若しくは許可（当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その他の行政処分を含む。第六号において「認可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五 申請の日前五年以内に投資信託委託業、投資法人資産運用業、信託業、信託業務、投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）、投資一任契約（同条第四項に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務、商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律第七条に規定する商品投資顧問業をいう。）、又は不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）に關し著しく不適当な行為をした者

六 取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

規定により当該外国において受けている同種類の認可若しくは登録（当該認可又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。第六号において「認可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五 申請の日前五年以内に証券投資信託委託業、登録証券投資法人の資産の運用に係る業務、投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）、又は投資一任契約（同条第四項に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務に關し著しく不適当な行為をした者

六 取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イハ（略）

二 第三号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十

イハ（略）

二 第三号に規定する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該証券投資信託委託業者であつた者又は当該投資顧問業者（同法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者の取締役若しくは監査役又は

四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者であつた者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。）であつた者又は当該不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。第十五条第二項第一号において同じ。）であつた者の取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ・ト（略）

チ この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該法人の取締役若しくは監査役又は政令で定める

政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ・ト（略）

チ この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該法人の取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

使用人であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの
リョ (略)

七 宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けていない株式会社等(認可申請者が営もつとする業務において運用の指図又は運用を行う資産に不動産が含まれる場合に限る。)

八 宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていない株式会社等(認可申請者が営もつとする業務において主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の運用の指図又は投資法人の資産の運用を行う場合に限る。)

(業務の方法等の変更の認可)

第十条の二 投資信託委託業者は、業務(第三十四条の十第二項の届出をして行う業務並びに第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けて行う業務を除く。)の方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

(資本の額の増加等の届出)

第十条の三 投資信託委託業者は、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 投資信託委託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない

リョ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

らない。

一 第八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十四条の第十二項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止したとき。

三 第三十四条の第十三項の認可に係る業務を廃止したとき。

四 第三十四条の十一第一項ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

第二款 業務

第一目 通則

(標識の掲示)

第十一条 投資信託委託業者は、本店、支店その他の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 投資信託委託業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 投資信託委託業者は、自己の名義をもつて、他人に投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営ませてはならない。

(標識の掲示)

第十一条 証券投資信託委託業者は、本店、支店その他の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 証券投資信託委託業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 証券投資信託委託業者は、自己の名義をもつて、他人に証券投資信託委託業を営ませてはならない。

(取締役の兼職制限)

第十三条 投資信託委託業者の常務に従事する取締役は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営むとする場合には、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

(受益証券等の預託の受入れの禁止)

第十三条の二 投資信託委託業者は、いかなる名目によるかを問わず、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて顧客から受益証券、投資証券若しくは投資法人債券(以下「受益証券等」という。)(又は金銭の預託を受けてはならない。ただし、投資信託委託業者が第三十四条の第三項の認可を受けて証券業(証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律第二条第四号に規定する証券業をいう。以下同じ。)(を営む場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第二目 投資信託委託業

(受益者に対する義務)

第十四条 投資信託委託業者は、委託者指図型投資信託の受益者のため忠実に当該委託者指図型投資信託の信託財産(以下この章において「投資信託財産」という。)(の運用の指図その他の業務を遂行しなければならない。

2 投資信託委託業者は、委託者指図型投資信託の受益者に対し、善

(取締役の兼職制限)

第十三条 証券投資信託委託業者の常務に従事する取締役は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営むとする場合には、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

(新設)

第二節 業務

(受益者に対する忠実義務)

第十四条 証券投資信託委託業者は、証券投資信託の受益者のため忠実に当該証券投資信託の信託財産(以下「信託財産」という。)(の運用の指図その他の業務を遂行しなければならない。

良な管理者の注意をもつて投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければならない。

（投資信託委託業に係る行為準則）

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又はその取締役と投資信託財産との間における取引（受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引として政令で定めるものを除く。）を行うことを当該投資信託財産の受託者である会社（以下「受託会社」という。）に指図すること。
- 二 その運用の指図を行う投資信託財産相互間において、取引（双方の投資信託財産に係る受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引として政令で定めるものを除く。）を行うことを受託会社に指図すること。
- 三 その運用の指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間において取引（投資信託財産に係る受益者又は投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引として政令で定めるものを除く。）を行うことを受託会社に指図すること。

四 特定の有価証券等（有価証券、オプション（証券取引法第二條第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）そ

（証券投資信託委託業者の行為準則）

第十五条 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号に掲げる行為にあつては、受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けたものは、この限りでない。

- 一 自己又はその取締役が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券をこれらの者に対して売却し若しくは貸し付けることを当該信託財産の受託者である会社（以下「受託会社」という。）に指図すること。
- 二 その運用の指図を行う信託財産相互間において、他の信託財産に係る受益者の利益を図るため特定の信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを受託会社に指図すること。

（新設）

三 特定の有価証券等（有価証券、有価証券指数（証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数で

の他政令で定める資産又は有価証券指数（同条第十四項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。）その他政令で定める指数若しくは数値をいう。）に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを受託会社に指図すること。

六 前各号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害し、又は投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資信託委託業者の利害関係人等（当該投資信託委託業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。）である次のイからトまでに掲げる者の

あつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。）をいう。）に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が信託財産に係る受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを受託会社に指図すること（第二号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

五 前各号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

2 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業者の利害関係人等（当該証券投資信託委託業者の過半数の株式を所有していることその他の当該証券投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である投資顧問業者の営む投資顧

当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

イ 投資信託委託業者 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ 信託業務を営む金融機関 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ニ 投資顧問業者 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客

ホ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社等を含む。以下同じ。） 宅地建物取引業（同法第二条第一号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る顧客

ヘ 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。以下同じ。） 不動産特定共同事業の事業参加者
ト イからへまでに掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として政令で定めるもの 政令で定める顧客等

二 投資信託委託業者の利害関係人等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益

問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を図るため、当該証券投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図する。」

三 投資信託委託業者の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを受託会社に指図すること。

イ 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）

ロ 登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）

ハ 宅地建物取引業者

ニ イからハまでに掲げる者のほか、政令で定めるもの

四 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下この号、第三十四条の三第二項第四号、第三十四条の十三第三号、第三十四条の十五第三号及び第四十九条の九第二項第四号において同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に

二 証券投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条一号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）の利益を図るため、信託財産の運用の方針、信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うことを受託会社に指図すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三 証券投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下この号、第二十一条及び第二百一条において同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受契約」という。）を締結するに際し、当該元

係る契約（以下この号において「元引受契約」という。）を締結するに際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。第三編第一章第九節の二を除き、以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

五 前各号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害し、又は投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

第十六条 投資信託委託業者は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて取得することを受託会社に指図してはならない。

引受契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ない会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

第十六条 証券投資信託委託業者は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、信託財産をもつて取得することを受託会社に指図してはならない。

一 その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式の総数

二（略）

（特定資産の価格等の調査）

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券その他の総理府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の総理府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他総理府令で定める事項を調査させなければならない。

2 前項の場合において、その調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査しなければならない。

（運用の指図に係る権限の委託）

第十七条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う特定の投資信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を、第二条第一項に規定する政令で定める者に対し、委託することができる。

2 投資信託委託業者は、前項の規定にかかわらず、その運用の指図

一 その運用の指図を行うすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該株式の総数

二（略）

（新設）

第十七条 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う特定の信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を、第二条第一項に規定する政令で定める者に対し、委託することができる。

2 証券投資信託委託業者は、前項の規定にかかわらず、その運用の

を行うすべての委託者指図型投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第二条第一項に規定する政令で定める者に対し、委託してはならない。

3 投資信託委託業者が第一項の規定により委託した場合における第十四条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託業者」とあるのは、「投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

第十八条から第二十一条まで 削除

指図を行うすべての証券投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第二条第一項に規定する政令で定める者に対し、委託してはならない。

3 証券投資信託委託業者が第一項の規定により委託した場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「証券投資信託委託業者」とあるのは、「証券投資信託委託業者（当該証券投資信託委託業者から第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（業務の範囲）

第十八条 証券投資信託委託業者は、証券投資信託委託業のほか、第百九十八条第一項に規定する業務（以下「運用会社の業務」という。）又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の定めるところにより投資顧問業若しくは投資一任契約に係る業務を営むことができる。

2 証券投資信託委託業者は、運用会社の業務又は投資顧問業若しくは投資一任契約に係る業務を営もうとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

3 証券投資信託委託業者は、金融再生委員会の認可を受けて証券取引法又は外国証券業者に関する法律の定めるところにより証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営むことができる。

4 証券投資信託委託業者は、前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に定款、証券業に係る業務の方法を記載した書類その他総理府令で定める書類を添えて、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

5 第十条の規定は、前項の規定による証券業の認可の申請について準用する。

（兼業の制限）

第十九条 証券投資信託委託業者は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、証券投資信託委託業に関連する業務で、当該証券投資信託委託業を営むにつき公益又は受益者の保護に欠けるおそれがないと認められるものについて、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 証券投資信託委託業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書にその営もうとする業務の内容及びその業務を営もうとする理由を記載した書類を添えて、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

3 金融再生委員会は、証券投資信託委託業者が前項の規定による承認申請書に係る業務を営むことが公益又は受益者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、当該証券投資信託委託業者に通知して当該職員をして審問を行わせなければならない。

4 金融再生委員会は、第一項ただし書の承認をすることとし、又はこれをしてしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面

により当該証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

（証券投資信託委託業以外の業務を営む場合の行為準則）

第二十条 証券投資信託委託業者は、第十八条第一項及び第二項の規定に基づき運用会社の業務を営む場合においては、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該運用会社の業務に係る登録証券投資法人の利益を図るため、当該証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 前号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

2 証券投資信託委託業者は、第十八条第一項及び第二項の規定に基づき投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合においては、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該投資顧問業に係る顧客又は当該投資一任契約に係る顧客の利益を図るため、当該証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 前号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業の信用を失墜

させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

第二十一条 証券投資信託委託業者は、第十八条第三項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて信託財産の運用の指図に影響を及ぼすと認められるもの又は証券投資信託委託業を営んでいる証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の信託財産に係る受益者の利益となる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 証券業による利益を図るため、信託財産の運用の方針、信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うことを受託会社に指図すること。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（第十五条第二項第三号に規定する主幹事会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信

(議決権等の指図行使)

第二十二條 投資信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法第二百二十二条ノ第一項、第二百四十五条ノ二、第二百八十条ノ四第一項及び第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で総理府令で定めるもの（投資主、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。）に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。）の行使については、投資信託委託業者がその指図を行うものとする。

2 投資信託財産として有する株式（投資口、優先出資法に規定する優先出資その他政令で定める権利を含む。）に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第四項（第九十四条第一項、優先出資法第三十五条その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

2 証券投資信託委託業者は、第十八条第三項の認可を受けて証券業を営む場合においては、第十五条第一項第一号の規定にかかわらず、自己が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券を自己に対して売却し若しくは貸し付けることを受託会社に指図することができる。

(議決権等の指図行使)

第二十二條 信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十二条ノ第一項、第二百四十五条ノ二、第二百八十条ノ四第一項及び第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で総理府令で定めるもの（投資主、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。）に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。）の行使については、証券投資信託委託業者がその指図を行うものとする。

2 信託財産として有する株式（投資口、優先出資法に規定する優先出資その他政令で定める権利を含む。）に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第四項（第九十四条第一項、優先出資法第三十五条その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二十三条及び第二十四条 削除

(業務の方法等の変更の認可)

第二十三条 証券投資信託委託業者は、業務の方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

(資本の額の増加等の届出)

第二十四条 証券投資信託委託業者は、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 証券投資信託委託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 第八条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十八条第二項の届出に係る業務を廃止したとき。

三 第十八条第三項の認可に係る業務を廃止したとき。

四 第十九条第一項ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

(証券投資信託約款の記載事項)

第二十五条 証券投資信託約款(以下「信託約款」という。)においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(委託者指図型投資信託約款の記載事項)

第二十五条 委託者指図型投資信託約款(以下この章において「投資信託約款」という。)においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇五（略）

六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）

七 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
八〇十一（略）

十二 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

十三 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、当該借入金の限度額に関する事項
一四〇十五（略）

十六 投資信託約款の変更に関する事項

十七 公告の方法

十八（略）

2 前項第十号の計算期間は、総理府令で定める場合を除き、一年を超えない。

3 第一項各号に掲げる事項の細目は、総理府令で定める。

（投資信託約款の内容の届出及び交付）

第二十六条 投資信託委託業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る投資信託約款の内容を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 投資信託委託業者は、投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対して、当該投資信託契約に係る投資信託約款の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、証券取引法第十

一〇五（略）

六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項

（新設）

七〇十（略）

（新設）

（新設）

一〇一・一二（略）

十三 信託約款の変更に関する事項

（新設）

十四（略）

（新設）

（新設）

（信託約款の内容の届出及び交付）

第二十六条 証券投資信託委託業者は、信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該信託契約に係る信託約款の内容を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 証券投資信託委託業者は、信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対して、当該信託契約に係る信託約款の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、証券取引法第十三条第一

三条第一項に規定する目論見書に当該投資信託約款の内容が記載されている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

（受益証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等）

第二十七条 証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等（募集、私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について、同法第四十一条、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付）

第二十八条 投資信託委託業者は、次の各号に掲げる取引が行われたときは、総理府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を、当該各号に定める投資信託財産に係るすべての受益

項に規定する目論見書に当該信託約款の内容が記載されている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

（受益証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等）

第二十七条 証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定は証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等（募集、私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）を行う場合における当該証券投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について、同法第四十一条、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該証券投資信託委託業者について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該証券投資信託委託業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（受益証券等の預託の受入れの禁止）

第二十八条 証券投資信託委託業者は、いかなる名目によるかを問わず、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて顧客から受益証券若しくは投資証券又は金銭の預託を受けてはならない。ただし

者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。
ただし、当該投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合には、当該各号に定める投資信託財産に係る知られたる受益者（政令で定める者を含む。）に対して交付しなければならない。

一 運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役、運用の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行う投資法人、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び総理府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る他の投資信託財産

二 自己の計算で行った特定資産の売買その他の政令で定める取引 当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託に係る投資信託財産

2 投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われるものであつて投資信託約款において前項の書面を交付しない旨を定めている場合には、前項の規定は適用しない。

（投資信託約款の変更内容等の届出）

第二十九条 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融再生委員会に届け

、証券投資信託委託業者が第十八条第三項の認可を受けて証券業を営む場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

（信託約款の変更内容等の届出）

第二十九条 証券投資信託委託業者は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融再生委員会に届け

出なければならない。

(投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等)

第三十条 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものに該当するときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2 前項の公告及び書面には、当該投資信託約款に係る受益者で異議のある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第一項の投資信託約款の変更をしてはならない。

5 投資信託委託業者は、当該投資信託約款を変更しないこととしたときは、総理府令で定めるところにより、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

6 投資信託委託業者は、第一項及び前項に規定する場合において、これらの規定に規定する書面を当該投資信託約款に係るすべての受益者に対して交付したときは、これらの規定にかかわらず、これら

出なければならない。

(信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等)

第三十条 証券投資信託委託業者は、信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものに該当するときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 証券投資信託委託業者は、前項に規定する場合において、同項に規定する書面を当該信託約款に係るすべての受益者に対して交付したときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事項を公告す

の規定に規定する事項を公告することを要しない。

7 第一項及び第五項の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

(反対者の買取請求権)

第三十条の二 前条第一項の投資信託約款の変更を行う場合において、同条第二項の期間内に投資信託委託業者に対して異議を述べた当該投資信託約款に係る受益者は、当該投資信託約款に係る受託会社に対し、自己の有する受益証券を当該変更がなければ当該受益証券が有すべき公正な価額で当該受益証券に係る投資信託財産をもつて買い取るべき旨を請求することができる。

2 商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百六条第一項及び第三百二十二条ノ六の規定は、前項の受益証券の買取りについて準用する。この場合において、商法第二百四十五条ノ三第一項中「前条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第一項」と、「決議」とあるのは「投資信託約款ノ変更」と、「株式ノ額面無額面ノ別、種類及数」とあるのは「受益権ノ口数」と、同条第二項及び第三項中「決議」とあるのは「投資信託約款ノ変更」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第一項」と、「第二百四十五条第一項ニ掲グル行為」とあるのは「同法第三十条第一項ノ規定ニ依ル投資信託約款ノ変更」と読み替えるものとするほか、

ることを要しない。

3 第一項の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

(新設)

必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資信託契約の解約の届出）

第三十一条 投資信託委託業者は、投資信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（投資信託契約の解約を記載した書面の交付等）

第三十二条 投資信託委託業者は、投資信託契約を解約しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当該投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2 第三十条第二項から第七項まで及び第三十条の二の規定は、前項の場合について準用する。ただし、第四十二条第一項第一号の規定による金融再生委員会の命令に従つて解約する場合その他総理府令で定める場合には、第三十条第一項から第五項まで及び第三十条の二の規定は、準用しない。

（運用報告書の作成及び交付）

第三十三条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、総理府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日（総理府令で定める投資信託財産にあつては、総理府令で定める期日）ごとに、運用報告書を作成し、かつ、当該運用

（信託契約の解約の届出）

第三十一条 証券投資信託委託業者は、信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（信託契約の解約を記載した書面の交付等）

第三十二条 証券投資信託委託業者は、信託契約を解約しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2 第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（運用報告書の作成及び交付）

第三十三条 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う信託財産について、総理府令で定めるところにより、当該信託財産の計算期間の末日（総理府令で定める信託財産にあつては、総理府令で定める期日）ごとに、運用報告書を作成し、かつ、当該運用報告書を

報告書を当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。ただし、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものである場合には、投資信託約款をもつて運用報告書を交付しない旨を定めることを妨げない。

（投資信託委託業に係る投資信託委託業者の責任）

第三十三条の二 投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から第十条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託業者は、当該受益者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第三十四条 裁判所は、委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（募集の取扱い（証券取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。））、私募の取扱い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、金融再生委員会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

（新設）

（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第三十四条 裁判所は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等（募集の取扱い（証券取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。））、私募の取扱い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。）その他政令で定める行為をいう。以下同じ。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、金融再生委員会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 (略)

二 当該受益証券を発行する投資信託委託業者又は当該投資信託委託業者から第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

2 5 (略)

6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

第三目 投資法人資産運用業

(投資法人に対する義務)

第三十四条の二 投資信託委託業者は、投資法人のため忠実に当該投資法人の資産の運用に係る業務を遂行しなければならない。

2 投資信託委託業者は、投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつて当該投資法人の資産の運用に係る業務を遂行しなければならない。

(投資法人資産運用業に係る行為準則)

第三十四条の三 投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用に係る

一 (略)

二 当該受益証券を発行する証券投資信託委託業者又は当該証券投資信託委託業者から第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

2 5 (略)

6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

(新設)

(新設)

業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 資産運用委託契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 資産運用委託契約を締結するに際し、投資法人に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

三 資産運用委託契約を締結するに際し、投資法人に対して、特別の利益を提供することを約すること。

四 投資法人の資産の運用としての取引により生じた当該投資法人の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその資産の運用としての取引により生じた投資法人の利益に追加するため、当該投資法人又は第三者に対して、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。

五 資産の運用を行う投資法人相互間において取引（双方の投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引として政令で定めるものを除く。）を行うこと。

六 特定の有価証券等（第十五条第一項第四号に規定する有価証券等をいう。）に関し、当該投資法人の資産の運用としての取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。

七 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が当該投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うこと

八 前各号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害し、又は投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

2 投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

イ 投資信託委託業者 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ 信託業務を営む金融機関 信託の引受けを行う業務に係る受益者

二 投資顧問業者 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客

ホ 宅地建物取引業者 宅地建物取引業に係る顧客

ヘ 不動産特定共同事業者 不動産特定共同事業の事業参加者

ト イからヘまでに掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として政令で定めるもの 政令で定める顧客等

二 投資信託委託業者の利害関係人等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である次に掲げる者の利益を

図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ 証券会社

ロ 登録金融機関

ハ 宅地建物取引業者

ニ イから八までに掲げる者のほか、政令で定めるもの

四 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社（第十五条第二項第四号に規定する主幹事会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害し、又は投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

（特定資産の価格等の調査）

第三十四条の四 投資信託委託業者は、資産の運用を行う投資法人について特定資産（指定資産を除く。）の取得又は譲渡その他の総理府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産の運用を行う投資信託委託業者（その利害関係人等を含む。）及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他総理府令で定める事項を調査させなければならない。

2 第十六条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（新設）

（投資法人から委託された権限の再委託等）

第三十四条の五 投資信託委託業者は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該委託に係る契約の定めるところにより、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を政令で定める者に対し、再委託することができる。

2 前項の場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託業者」とあるのは、「投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（契約を締結している投資法人等に対する書面の交付）

第三十四条の六 投資信託委託業者は、その資産の運用を行う投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った有価証券の売買その他の政令で定める取引のうち当該投資法人の資産の運用を行ったものと同一の銘柄について取引を行った事実の有無
- 二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別その他の総理府令で定める事項
- 三 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った不動産の売買その他の政令で定める取引の有無（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産が含まれる場合に限る。）

（新設）

（新設）

四 前号の場合において、取引を行つた事実があるときは、その売買の別その他の総理府令で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

2 投資信託委託業者は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の政令で定める者との間における特定資産（指定資産及び総理府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の売買その他の政令で定める取引が行われたときは、総理府令で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）その他政令で定める者に交付しなければならない。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の準用）

第三十四条の七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第三号を除く。）及び第十五条の規定は、投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者について準用する。この場合において、同法第十三条第二項中「その行う投資顧問業」とあるのは、「その行う投資法人資産運用業」と、「有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは、「資産の運用」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第六条の認可」と、「助言」とあるのは、「投資法人の資産の運用」と、同法第

（新設）

十四条中「投資顧問契約」とあるのは「資産運用委託契約」と、「顧客」とあるのは「投資法人」と、同条第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同法第十五条中「投資顧問契約」とあるのは「資産運用委託契約」と、「顧客」とあるのは「投資法人」と、同条第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同条第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の五第一項の規定により同項に規定する政令で定める者に対して再委託する場合におけるその者の名称及び当該再委託の範囲を含む。）」と、同条第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

（投資法人資産運用業に係る投資信託委託業者の責任）

第三十四条の八 投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から第三十四条の五第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。以下この条において同じ。）がその任務を怠つたことにより投資法人に損害を生じさせたときは、その投資信託委託業者は、当該投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 投資信託委託業者が投資法人又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人もその責めに任ずべきときは、その投資信託委託業者

（新設）

、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 商法第二百六十六条ノ三第一項の規定は投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者について、同法第二百六十六条第五項及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三までの規定は投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資信託委託業者による資産の運用に係る委託契約の解約）

第三十四条の九 投資信託委託業者は、登録投資法人の同意を得なければ、当該登録投資法人と締結した資産運用委託契約を解約することができない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として金融再生委員会の許可を得たときは、この限りでない。

第四目 その他の業務

（業務の範囲）

第三十四条の十 投資信託委託業者は、投資信託委託業及び投資法人資産運用業のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 投資顧問業又は投資一任契約に係る業務

二 不動産の管理業務（投資信託委託業者がその運用の指図を行う

（新設）

（新設）

投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）

三 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法第一条第三項第二号に掲げる不動産特定共同事業契約であつて、金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割又は出資の返還が金銭により行われることを内容とするものに係るものに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 投資信託委託業者は、前項各号に掲げる業務を営もうとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

3 投資信託委託業者は、金融再生委員会の認可を受けて次に掲げる業務を営むことができる。

一 証券業

二 宅地建物取引業（宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介をする行為のみを業として行うもの限り、投資信託委託業及び投資法人資産運用業に直接関連するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める業務

4 投資信託委託業者は、前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に定款、認可を受けようとする業務の方法を記載した書類その他総理府令で定める書類を添えて、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

5 第十条の規定は、前項の規定による認可の申請について準用する

6 第一項及び第三項の規定は、投資信託委託業者が第一項各号又は第三項各号に掲げる業務を営む場合において、当該業務に関する法令の適用を排除するものと解してはならない。

（兼業の制限）

第三十四条の十一 投資信託委託業者は、前条第二項の届出をして行う業務及び同条第三項の認可を受けて行う業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務で、当該投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営むにつき公益又は投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものについて、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 投資信託委託業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書にその営もうとする業務の内容及び方法並びにその業務を営もうとする理由を記載した書類を添えて、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

3 金融再生委員会は、投資信託委託業者が前項の規定による承認申請書に係る業務を営むことが公益又は投資者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、当該投資信託委託業者に通知して当該職員をして審問を行わせなければならない。

4 金融再生委員会は、第一項ただし書の承認をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面

（新設）

により当該投資信託委託業者に通知しなければならない。

5 投資信託委託業者は、第一項ただし書の承認を受けて行う業務の内容及び方法を変更しようとするときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

6 前条第六項の規定は、投資信託委託業者が第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合について準用する。

（投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務を営む場合の行為準則）

第三十四条の十二 投資信託委託業者は、第三十四条の十第二項の届出をして行う業務、同条第三項の認可を受けて行う業務（同項第一号に掲げる業務を除く。）又は前条第一項ただし書の承認を受けて行う業務を営む場合においては、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該業務に係る顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 当該業務による利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

三 当該業務による利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを受託会社に指図すること。

（新設）

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害し、又は投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

第三十四条の十三 投資信託委託業者は、第三十四条の十三第三項の認

可を受けて証券業を営む場合においては、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資信託財産の運用の指図に影響を及ぼすと認められるもの又は投資信託委託業を営んでいる証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の投資信託財産に係る受益者の利益となる取引（有価証券、オプションその他政令で定める資産又は有価証券指数その他政令で定める指数若しくは数値に係る取引に限る。）を行うことを受託会社に指図すること。

二 証券業による利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを受託会社に指図すること。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（第十五条第二項第四号に規定する主幹事会社をいう。）である場合において、当該有価証

（新設）

券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害し、又は投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

第三十四条の十四 投資信託委託業者は、第三十四条の十二項の届

出をして行う業務、同条第三項の認可を受けて行う業務（同項第一号に掲げる業務を除く。）又は第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けて行う業務を営む場合においては、その資産の運用を行う投資法人について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該業務に係る顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用を行う投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

二 当該業務による利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用を行う投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

三 当該業務による利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害し、又は投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

（新設）

第三十四条の十五 投資信託委託業者は、第三十四条の十三項の認

可を受けて証券業を営む場合においては、その資産の運用を行う投資法人について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資法人の資産の運用に影響を及ぼすと認められるもの又は投資法人資産運用業を営んでいる証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の投資法人の利益となる取引（有価証券、オプションその他政令で定める資産又は有価証券指数その他政令で定める指数若しくは数値に係る取引に限る。）を行うこと。

二 証券業による利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（第十五条第二項第四号に規定する主幹事会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害し、又は投資法人の信用を失墜さ

（新設）

せるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

第三款 経理

(営業年度)

第三十五条 投資信託委託業者の営業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(投資信託財産等に関する帳簿書類)

第三十六条 投資信託委託業者は、総理府令で定めるところにより、投資信託財産の状況その他業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 委託者指図型投資信託の受益者は、投資信託委託業者に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十七条 投資信託委託業者は、営業年度ごとに、総理府令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

2 金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、前項の営業

(営業年度)

第三十五条 証券投資信託委託業者の営業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第三節 監督

(信託財産等に関する帳簿書類)

第三十六条 証券投資信託委託業者は、総理府令で定めるところにより、信託財産の状況その他業務(証券投資法人に係る業務を除く。)に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 証券投資信託の受益者は、証券投資信託委託業者に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十七条 証券投資信託委託業者は、営業年度ごとに、総理府令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを金融再生委員会に提出しなければならない。

2 金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、前項の営業

報告書のうち、投資者の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資信託委託業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第四款 監督

（廃業、解散等についての届出及び公告）

第三十八条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 三（略）

四 投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止したとき。投資信託委託業者又は投資信託委託業者であつた法人

五（略）

2 投資信託委託業者は、合併しようとするとき（合併により消滅するときに限る。）、合併及び破産以外の理由により解散しようとするとき、投資信託委託業を廃止しようとするとき、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、総理府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 投資信託委託業者は、前項の公告をしたときは、遅滞なく、その

報告書のうち、投資者の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券投資信託委託業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

（廃業、解散等についての届出及び公告）

第三十八条 証券投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 三（略）

四 証券投資信託委託業を廃止したとき。証券投資信託委託業者であつた法人

五（略）

2 証券投資信託委託業者は、合併しようとするとき（合併により消滅するときに限る。）、合併及び破産以外の理由により解散しようとするとき、証券投資信託委託業を廃止しようとするとき、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、総理府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 証券投資信託委託業者は、前項の公告をしたときは、遅滞なく、

旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

- 4 投資信託委託業者が第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号に掲げる場合にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該投資信託委託業者に対する第六条の認可は、その効力を失う。

- 5 第三十条第七項の規定は、第二項の規定による公告について準用する。

（立入検査等）

第三十九条 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者（以下この項において「投資信託委託業者等」という。）、当該投資信託委託業者等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者に対し、当該投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の営業所に立ち入り、当該投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

- 4 証券投資信託委託業者が第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号に掲げる場合にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券投資信託委託業者に対する第六条の認可は、その効力を失う。

- 5 第三十条第三項の規定は、第二項の規定による公告について準用する。

（立入検査等）

第三十九条 金融再生委員会は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた者（以下この項において「証券投資信託委託業者等」という。）、当該証券投資信託委託業者等の設定した信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る証券投資信託に係る業務に関して取引する者に対し、当該証券投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産（当該証券投資信託委託業者等の証券投資信託委託業に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の営業所に立ち入り、当該証券投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(業務改善命令)

第四十条 金融再生委員会は、投資信託委託業者の業務(第十七条第一項の規定により投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を第二条第一項に規定する政令で定める者に対して委託するときにおけるその者の当該委託に係る業務及び第三十四条の五第一項の規定により投資法人の資産の運用に係る権限の一部を同項に規定する政令で定める者に対して再委託するときにおけるその者の当該再委託に係る業務を含む。以下この項において同じ。)の状況に照らして、投資信託委託業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該投資信託委託業者に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 金融再生委員会は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける投資信託委託業者に通知しなければならない。

(監督上の処分)

第四十一条 金融再生委員会は、投資信託委託業者が次の各号のい

2・3 (略)

(業務改善命令)

第四十条 金融再生委員会は、証券投資信託委託業者の業務(第十七条第一項の規定により信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を第二条第一項に規定する政令で定める者に対して委託するときにおけるその者の当該委託に係る業務及び証券投資信託委託業者が運用会社の業務を営む場合において第二百一条第一項の規定により当該運用会社の業務に係る権限の一部を同項に規定する政令で定める者に対して再委託するときにおけるその者の当該再委託に係る業務を含む。以下この項において同じ。)の状況に照らして、証券投資信託委託業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該証券投資信託委託業者に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

3 金融再生委員会は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

(監督上の処分)

第四十一条 金融再生委員会は、証券投資信託委託業者が次の各号の

れかに該当する場合においては、第六条の認可を取り消さなければならぬ。

一 第九条第二項第一号から第三号まで又は第四号（この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号（この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）又は不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第五号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 （略）

2 金融再生委員会は、前項の規定により第六条の認可を取り消した場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を、書面によりその処分を受ける投資信託委託業者に通知しなければならない。

第四十二条 金融再生委員会は、投資信託委託業者又はその取締役若しくは監査役が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該投資信託委託業者又は当該取締役若しくは監査役の属する投資信託委託業者に対し当該各号に掲げる処分をすることができる。

いずれかに該当する場合においては、第六条の認可を取り消さなければならぬ。

一 第九条第二項第一号から第三号まで又は第四号（この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第五号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 （略）

2 金融再生委員会は、前項の規定により第六条の認可を取り消した場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を、書面によりその処分を受ける証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

第四十二条 金融再生委員会は、証券投資信託委託業者又はその取締役若しくは監査役が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券投資信託委託業者又は当該取締役若しくは監査役の属する証券投資信託委託業者に対し当該各号に掲げる処分をすることができる。

一 投資信託委託業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第二百二十三条の二の規定による認可又は承認に付した条件に違反した場合、公益を害する行為をした場合、投資信託契約に違反した場合、資産運用委託契約に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合、その指図が適正を欠くため投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合又はその運用が適正を欠くため登録投資法人に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適当であると認めるときは、次に掲げる処分

イ 新たな投資信託契約若しくは資産運用委託契約の締結又は現に存する投資信託契約についての元本の追加信託をしてはならない旨を命ずること。

ロ 現に存する投資信託約款に基づく投資信託契約の解約若しくは当該投資信託約款の変更を命じ、又は金融再生委員会があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社及び他の投資信託委託業者の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命ずること。

ハ 当該投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等又は第百九十六条第二項に規定する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為に係る業務につき

できる。

一 証券投資信託委託業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第六条の認可に付した条件に違反した場合、公益を害する行為をした場合、信託契約に違反した場合、第百八十八条第一項第四号に規定する委託契約（以下この号において「資産運用契約」という。）に違反した場合、その資産内容が不良となつた場合、その指図が適正を欠くため信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合又は運用会社の業務の運営が適正を欠くため登録証券投資法人に重大な損失を生ぜしめた場合において、公益又は投資者保護のため適当であると認めるときは、次に掲げる処分

イ 新たな信託契約若しくは資産運用契約の締結又は現に存する信託契約についての元本の追加信託をしてはならない旨を命ずること。

ロ 現に存する信託約款に基づく信託契約の解約若しくは当該信託約款の変更を命じ、又は金融再生委員会があらかじめ、当該信託契約に係る受託会社及び他の証券投資信託委託業者の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の証券投資信託委託業者に引き継ぐことを命ずること。

ハ 当該証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等に係る業務につき、六月以内の期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命ずること。

、六月以内の期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二（略）

ホ 当該投資信託委託業者に対する第六条の認可を取り消すこと。

二（略）

2（略）

3 金融再生委員会は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を、書面によりその処分を受ける投資信託委託業者又は取締役若しくは監査役の属する投資信託委託業者に通知しなければならない。

4 金融再生委員会は、第一項第一号ロの規定により投資信託契約に関する業務の引継ぎを命じた場合においては、遅滞なく、その旨を、書面により受託会社及びその引継ぎを受ける投資信託委託業者に通知しなければならない。

第四十三条 第十七条第一項の規定により投資信託委託業者から特定の投資信託財産につきその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者が前条第一項第一号に該当する場合においては、金融再生委員会は当該投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

二（略）

ホ 当該証券投資信託委託業者に対する第六条の認可を取り消すこと。

二（略）

2（略）

3 金融再生委員会は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を、書面によりその処分を受ける証券投資信託委託業者又は取締役若しくは監査役の属する証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

4 金融再生委員会は、第一項第一号ロの規定により信託契約に関する業務の引継ぎを命じた場合においては、遅滞なく、その旨を、書面により受託会社及びその引継ぎを受ける証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

第四十三条 第十七条第一項の規定により証券投資信託委託業者から特定の信託財産につきその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者が前条第一項第一号に該当する場合においては、金融再生委員会は当該証券投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 第三十四条の五第一項の規定により投資信託委託業者から投資法人の資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた同項に規定する政令で定める者が前条第一項第一号に該当するときは、金融再生委員会は当該投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十五条 金融再生委員会は、投資信託委託業者又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託業者又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該投資信託委託業者又は受託会社に対し、金融再生委員会があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託業者及び他の投資信託委託業者又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託業者又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一 投資信託委託業者が第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ又は第四十三条の規定により第六条の認可を取り消されること。

二 (略)

2 金融再生委員会は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該投資信託委託業者に対しその旨、当該投資信託委託業者が同項第一号に該当することとなるおそれがあること及び次

2 証券投資信託委託業者が運用会社の業務を営む場合において第二百二条第一項の規定により当該運用会社の業務に係る権限の一部の再委託を受けた同項に規定する政令で定める者が前条第一項第一号に該当するときは、金融再生委員会は当該証券投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十五条 金融再生委員会は、証券投資信託委託業者又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該証券投資信託委託業者又は受託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券投資信託委託業者又は受託会社に対し、金融再生委員会があらかじめ、当該信託契約に係る受託会社又は証券投資信託委託業者及び他の証券投資信託委託業者又は受託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の証券投資信託委託業者又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一 証券投資信託委託業者が第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ又は第四十三条の規定により第六条の認可を取り消されること。

二 (略)

2 金融再生委員会は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該証券投資信託委託業者に対しその旨、当該証券投資信託委託業者が同項第一号に該当することとなるおそれがあること

項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた投資信託委託業者は、当該通知に係る期限までに、投資信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 金融再生委員会は、前項の申請があつた場合においては、第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ又は第四十三条の規定により当該投資信託委託業者の第六条の認可を取り消した日以後、当該投資信託契約の存続期間その他につき条件を付して、当該投資信託契約を存続させることを承認することができる。この場合において、当該投資信託委託業者であつた者は、その業務の執行の範囲内において、第六条の認可を取り消されていないものとみなす。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による投資信託契約の存続の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「認可申請者」とあるのは、「承認申請者」と読み替えるものとする。

第五款 雑則

（外国法人に対する特例等）

第四十六条 外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者については、第三十五条の規定は、適用しない。

2 外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合において、当該法人に対する第三十七条第一項に規定する営業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその

と及び次項の規定による申請の期限を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた証券投資信託委託業者は、当該通知に係る期限までに、信託契約の存続の承認の申請をすることができる。

4 金融再生委員会は、前項の申請があつた場合においては、第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ又は第四十三条の規定により当該証券投資信託委託業者の第六条の認可を取り消した日以後、当該信託契約の存続期間その他につき条件を付して、当該信託契約を存続させることを承認することができる。この場合において、当該証券投資信託委託業者であつた者は、その業務の執行の範囲内において、第六条の認可を取り消されていないものとみなす。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による信託契約の存続の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「認可申請者」とあるのは、「承認申請者」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

（外国法人に対する特例等）

第四十六条 外国の法令に準拠して設立された法人である証券投資信託委託業者については、第三十五条の規定は、適用しない。

2 外国の法令に準拠して設立された法人である証券投資信託委託業者が証券投資信託委託業を営む場合において、当該法人に対する第三十七条第一項に規定する営業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人に対

他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認可の失効）

第四十七条 投資信託委託業者が、第六条の認可を受けた日から六月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結しないときは、その認可は、効力を失う。

2 投資信託委託業者が、この法律の規定による認可（第六条の認可を除く。）を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 （略）

（投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告）

第四十八条 投資信託委託業者又は受託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該投資信託委託業者であつた法人（当該投資信託委託業者が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人）又は当該受託会社と投資信託契約を締結している投資信託委託業者は、遅滞なく、投資信託契約を解約しなければならない。

一 投資信託委託業者が第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦又は第四十三条の規定により第六条の認可を取り消されたとき。

二 投資信託委託業者が解散したとき。

するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認可の失効）

第四十七条 証券投資信託委託業者が、第六条の認可を受けた日から六月以内に証券投資信託の委託者とならないときは、その認可は、効力を失う。

2 証券投資信託委託業者が、この法律の規定による認可（第六条の認可を除く。）を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 （略）

（信託契約の解約及び解約等の場合の公告）

第四十八条 証券投資信託委託業者又は受託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券投資信託委託業者であつた法人（当該証券投資信託委託業者が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人）又は当該受託会社と信託契約を締結している証券投資信託委託業者は、遅滞なく、信託契約を解約しなければならない。

一 証券投資信託委託業者が第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦又は第四十三条の規定により第六条の認可を取り消されたとき。

二 証券投資信託委託業者が解散したとき。

- 三 投資信託委託業者が投資信託委託業を廃止したとき。
- 四 受託会社が営業免許の取消しその他の事由により信託会社等でなくなったとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

- 一 投資信託委託業者が前項第一号に該当する場合において、第四十五条第一項の規定による金融再生委員会の命令に従つて投資信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により投資信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 投資信託委託業者が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が投資信託委託業者であるとき。

三 投資信託委託業者が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、第六条の認可を受けたとき。

四 投資信託委託業者が前項第二号若しくは第三号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該投資信託委託業者又は当該受託会社から他の投資信託委託業者又は他の受託会社に当該投資信託契約に関する業務の引継ぎがされたとき。

3 投資信託委託業者又は投資信託委託業者であつた法人は、前二項の規定により投資信託契約が解約された場合又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公

- 三 証券投資信託委託業者が証券投資信託委託業を廃止したとき。
- 四 受託会社が営業免許の取消しその他の事由により信託会社又は信託業務を営む銀行でなくなったとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 証券投資信託委託業者が前項第一号に該当する場合において、第四十五条第一項の規定による金融再生委員会の命令に従つて信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 証券投資信託委託業者が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が証券投資信託委託業者であるとき。

三 証券投資信託委託業者が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、第六条の認可を受けたとき。

四 証券投資信託委託業者が前項第二号若しくは第三号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該証券投資信託委託業者又は当該受託会社から他の証券投資信託委託業者又は他の受託会社に当該信託契約に関する業務の引継ぎがされたとき。

3 証券投資信託委託業者又は証券投資信託委託業者であつた法人は、前二項の規定により信託契約が解約された場合又は信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公

告しなければならない。

第二章 委託者非指図型投資信託

(委託者非指図型投資信託の受託者等)

第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の信託会社等を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。

2 信託会社等は、信託業法第九条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。

(有価証券投資を目的とする委託者非指図型投資信託の禁止)

第四十九条の三 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の信託財産(以下この章において「投資信託財産」という。)を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結してはならない。

(投資信託契約の締結)

第四十九条の四 信託会社等は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該投資信託契約に係る委託者非指図型投資信

告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

託約款（以下この章において「投資信託約款」という。）の内容を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 受託者
- 二 合同して運用する信託の元本の総額に関する事項
- 三 受益証券に関する事項
- 四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項
- 五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項（投資の対象とする資産の種類を含む。）
- 六 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
- 七 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
- 八 当該投資信託約款に基づく投資信託契約に係る投資信託財産の合同運用に関する事項
- 九 前号に掲げる投資信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項
- 十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
- 十一 信託の計算期間に関する事項
- 十二 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 十三 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- 十四 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、

当該借入金の限度額に関する事項

十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

十六 前号の場合における委託に係る費用

十七 投資信託約款の変更にに関する事項

十八 公告の方法

十九 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

3 前項第十一号の計算期間は、総理府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

4 第二項各号に掲げる事項の細目は、総理府令で定める。

(受益証券)

第四十九条の五 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名し又は記名なつ印したものでなければならない。

一 受託者の商号

二 券面金額及びこれに相当する口数

三 合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数

四 信託契約期間

五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

(新設)

六 信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	
七 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別	
八 合同して運用する信託の元本の総額を増加できる委託者非指図型投資信託の受益証券については、元本の総額の限度額	
九 受託者が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託者がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	
十 前号の場合における委託に係る費用	
十一 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項	
3 第五条第二項の規定は委託者非指図型投資信託の受益権の譲渡及び行使について、同条第四項及び第五項の規定は委託者非指図型投資信託の受益証券について、それぞれ準用する。	
(委託者の権利義務の承継)	(新設)
第四十九条の六 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る投資信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第五条第二項の規定は、委託者非指図型投資信託の委託者の権利の行使について準用する。	
(投資信託財産の運用)	
第四十九条の七 投資信託財産は、当該投資信託財産以外の信託財産と分別して運用しなければならない。	(新設)

（受益者に対する義務）

第四十九条の八 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の受益者のため忠実に投資信託財産の運用その他の業務を遂行しなければならない。

（新設）

2 信託会社等は、委託者非指図型投資信託の受益者に対し、善良な管理者の注意をもつて投資信託財産の運用その他の業務を遂行しなければならない。

（信託会社等の行為準則）

第四十九条の九 信託会社等は、その運用を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

（新設）

一 自己又はその取締役と投資信託財産との間における取引（受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引として政令で定めるものを除く。）を行うこと。

二 その運用を行う投資信託財産とそれ以外の信託財産との間の取引（双方の信託財産に係る受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引として政令で定めるものを除く。）を行うこと。

三 特定の有価証券等（第十五条第一項第四号に規定する有価証券等をいう。）に関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引

を行うこと。

四 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うこと。

五 当該信託会社等の営む業務（信託の引受けを行う業務を除く。）に係る顧客等の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うこと。

六 当該信託会社等の営む業務による利益を図るため、当該信託会社等が運用を行う投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うこと。

七 当該信託会社等の営む業務による利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害し、又は委託者非指図型投資信託に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

2 信託会社等は、その運用を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託会社等の利害関係人等（当該信託会社等の過半数の株式を所有していることその他の当該信託会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）で

ある次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該信託会社等が運用を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うこと。

イ 投資信託委託業者 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ 信託業務を営む金融機関 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ニ 投資顧問業者 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客

ホ 宅地建物取引業者 宅地建物取引業に係る顧客

ヘ 不動産特定共同事業者 不動産特定共同事業の事業参加者

ト イからへまでに掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として政令で定めるもの 政令で定める顧客等

二 信託会社等の利害関係人等の利益を図るため、当該信託会社等が運用を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うこと。

三 信託会社等の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ 証券会社

ロ 登録金融機関

八 宅地建物取引業者

ニ イから八までに掲げる者のほか、政令で定めるもの

四 信託会社等の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社（第十五条第二項第四号に規定する主幹事会社をいう。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害し、又は委託者非指図型投資信託に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

（運用に係る権限の委託）

第四十九条の十 信託会社等は、その運用を行う特定の投資信託財産について、当該運用に係る権限の一部を、第二条第二項に規定する政令で定める者に対し、委託することができる。

2 信託会社等が前項の規定により委託した場合における前二条の規定の適用については、前二条の規定中「信託会社等」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とし、次条において第十六条及び第十六条の二の規定を信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について準用する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「投資

（新設）

信託委託業者」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第四十九条の十一 第十三条の規定は委託者非指図型投資信託に係る業務を行う信託会社等の常務に従事する取締役について、第三十四条の規定は委託者非指図型投資信託について、第十六条、第十六条の二、第二十六条第二項、第二十七条から第三十条の二まで及び第三十三条の規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条中「取得することを受託会社に指図してはならない」とあるのは、「取得してはならない」と、「運用の指図」とあるのは、「運用」と、第十六条の二第二項中「運用の指図」とあるのは、「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図を行う投資信託財産」とあるのは、「運用を行う投資信託財産」と、「運用の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行う投資法人」とあるのは、「他の信託財産」と、第三十条第四項中「受益権の総口数」とあるのは、「当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数」と、第三十三条及び第三十四条第一項第二号中「運用の指図」とあるのは、「運用」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信託会社等の責任）

（新設）

第四十九条の十二 信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十一第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。）がその任務を怠つたことにより運用を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その信託会社等は、当該受益者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第三章 投資信託協会

（目的等）

第五十条 投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関は、投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資することを目的として、投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関を会員とし、投資信託協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 投資信託協会（以下この章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第五十一条 協会でない者は、投資信託協会という名称を用いてはならない。

（新設）

第三章 証券投資信託協会

（目的等）

第五十条 証券投資信託委託業者並びに証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資することを目的として、証券投資信託委託業者並びに証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関を会員とし、証券投資信託協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 証券投資信託協会（以下この章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第五十一条 協会でない者は、証券投資信託協会という名称を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に投資信託協会会員という文字を用いてはならない。

(業務)

第五十二条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 投資信託委託業、投資法人資産運用業若しくは委託者非指図型投資信託に係る業務（以下この章において「投資信託委託業等」という。）を営み、又は受益証券等の売買その他の取引を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む投資信託委託業等に関し、投資信託の信託財産及び投資法人の資産の運用の適正化その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の行う受益証券等の売買その他の取引を公正ならしめ、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

四 会員の営む投資信託委託業等又は会員の行う受益証券等の売買その他の取引に対する投資者からの苦情の解決

五 投資者に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

2 協会に加入していない者は、その名称中に証券投資信託協会会員という文字を用いてはならない。

(業務)

第五十二条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 証券投資信託委託業を営み、又は証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む証券投資信託委託業に関し、信託財産の運用の適正化その他受益者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の行う証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を公正ならしめ、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

四 会員の営む証券投資信託委託業又は会員の行う証券投資信託の受益証券の売買その他の取引に対する受益者等からの苦情の解決

五 受益者等に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

第五十三条 協会は、投資者から会員の営む投資信託委託業等又は会員の行う受益証券等の売買その他の取引に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2
4 (略)

第四章 外国投資信託

(外国投資信託の届出)

第五十八条 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該受益証券の募集の取扱い等が行われる場合においては、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、当該外国投資信託に係る次に掲げる事項を金融再生委員会に届け出なければならない。

- 一 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）
、受託者及び受益者に関する事項

二 五 (略)

2 前項の規定による届出には、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(外国投資信託の信託約款の変更、解約等の届出等)

第五十三条 協会は、受益者等から会員の営む証券投資信託委託業又は会員の行う証券投資信託の受益証券の売買その他の取引に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2
4 (略)

第四章 外国証券投資信託

(外国証券投資信託の届出)

第五十八条 外国証券投資信託の受益証券の発行者は、当該受益証券の募集の取扱い等が行われる場合においては、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、当該外国証券投資信託に係る次に掲げる事項を金融再生委員会に届け出なければならない。

- 一 委託者、受託者及び受益者に関する事項

二 五 (略)

2 前項の規定による届出には、当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類その他総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(外国証券投資信託の信託約款の変更、解約等の届出等)

第五十九条 第二十六条第二項、第二十九条、第三十条第一項、第六項及び第七項、第三十一条、第三十二条第一項並びに第三十三条の規定は外国投資信託について準用する。この場合において、第二十六条第二項及び第二十九条中「投資信託委託業者」とあるのは、「外国投資信託の受益証券の発行者」と、第三十条第一項中「投資信託委託業者」とあるのは、「外国投資信託の受益証券の発行者」と、同条第六項中「投資信託委託業者」とあるのは、「外国投資信託の受益証券の発行者」と、「第一項及び前項」とあるのは、「第一項及び第三十二条第一項」と、同条第七項中「第一項及び第五項」とあるのは、「第一項及び第三十二条第一項」と、第三十一条及び第三十二条第一項中「投資信託委託業者」とあるのは、「委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者」と、第三十三条中「投資信託委託業者」とあるのは、「外国投資信託の受益証券の発行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第六十条 裁判所は、外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等につき当該受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図若しくは運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、金融再生委員

第五十九条 第二十六条第二項及び第二十九条から第三十三条までの規定は、外国証券投資信託の受益証券の発行者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）

第六十条 裁判所は、外国証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等につき当該受益証券に係る外国証券投資信託の資産の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、金融再生委員会の

会の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2・3（略）

第三編 投資法人制度

第一章 投資法人

（法人格）

第六十一条 投資法人は、法人とする。

（住所）

第六十二条 投資法人の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

（能力の制限）

第六十三条 投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない。

2 投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない。

（商号）

第六十四条 投資法人は、その商号中に投資法人という文字を用いなければならない。

申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2・3（略）

第三編 証券投資法人制度

第一章 証券投資法人

（法人格）

第六十一条 証券投資法人は、法人とする。

（住所）

第六十二条 証券投資法人の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

（能力の制限）

第六十三条 証券投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない。

2 証券投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない。

（商号）

第六十四条 証券投資法人は、その商号中に証券投資法人という文字を用いなければならない。

2 投資法人でない者は、その商号中に投資法人であることを示す文字を用いてはならない。

(商法の適用等)

第六十五条 投資法人に対する商法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「会社」とあるのは、「投資法人」とする。

2 商法第三十四条第一号及び第三号の規定は、投資法人については、適用しない。

3 商法第五十五条及び有限会社法第二条の規定は、投資法人について準用する。この場合において、商法第五十五条中「会社八他ノ会社」とあるのは、「投資法人ハ会社」と読み替えるものとする。

(設立企画人による規約の作成等)

第六十六条 投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければならない。

2 設立企画人（設立企画人が複数であるときは、そのうち少なくとも一人）は、次の各号のいずれかの者でなければならない。

一 設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産を運用の対象とする投資信託委託業者

(削る)

2 証券投資法人でない者は、その商号中に証券投資法人であることを示す文字を用いてはならない。

(商法の適用等)

第六十五条 証券投資法人に対する商法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「会社」とあるのは、「証券投資法人」とする。

2 商法第三十四条第一号及び第三号の規定は、証券投資法人については、適用しない。

3 商法第五十五条及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二条の規定は、証券投資法人について準用する。この場合において、商法第五十五条中「会社八他ノ会社」とあるのは、「証券投資法人ハ会社」と読み替えるものとする。

(設立企画人による規約の作成等)

第六十六条 証券投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければならない。

2 設立企画人（設立企画人が複数であるときは、そのうち少なくとも一人）は、次の各号のいずれかの者でなければならない。

一 証券投資信託委託業者

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者

二 前号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

3 第九十六条に規定する者は、設立企画人となることができない。

(規約の記載事項)

第六十七条 規約(前条第一項の規定により作成する規約をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載し、設立企画人が署名し又は記名なつ印しなければならない。

一 五 (略)

六 投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

七 (略)

八 資産評価の方法、基準及び基準日

九 十三 (略)

十四 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準

十五 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要

十六 借入金及び投資法人債発行の限度額

十七・十八 (略)

十九 投資法人の負担に帰すべき設立費用の有無並びにあるときは

三 前二号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

3 第九十六条各号に掲げる者は、設立企画人となることができない。

(規約の記載事項)

第六十七条 規約(前条第一項の規定により作成する規約をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載し、設立企画人が署名し又は記名なつ印しなければならない。

一 五 (略)

六 証券投資法人が常時保持する最低限度の純資産額

七 (略)

八 資産評価の基準

九 十三 (略)

十四 運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準

十五 成立時の一般事務受託者、運用会社及び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要

(新設)

十六・十七 (略)

十八 証券投資法人の負担に帰すべき設立費用の有無並びにあると

その内容及び金額	2 4 (略)	5 第一項各号に掲げる事項の細目は、総理府令で定める。	6 商法第百六十六条第四項の規定は、投資法人の公告について準用する。
(成立時の出資総額)	2 (略)	第六十八条 投資法人の成立時の出資総額は、その設立の際に発行する投資口の発行価額の総額とする。	(設立に係る届出)
第六十九条 設立企画人は、投資法人を設立しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨並びに執行役員候補者の氏名及び住所を金融再生委員会に届け出なければならない。	2 4 (略)	第六十九条 設立企画人は、証券投資法人を設立しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨並びに執行役員候補者の氏名及び住所を金融再生委員会に届け出なければならない。	(設立に係る届出)
(設立企画人の義務)	第七十条 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする投資法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	きはその内容及び金額	2 4 (略)
(設立企画人の忠実義務)	第七十条 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする証券投資法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	5 第一項第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項の記載方法は、総理府令で定める。	6 商法第百六十六条第四項の規定は、証券投資法人の公告について準用する。
(成立時の出資総額)	2 (略)	第六十八条 証券投資法人の成立時の出資総額は、その設立の際に発行する投資口の発行価額の総額とする。	(設立に係る届出)

2 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。	(新設)
(設立の際の投資口の申込み等) 第七十一条 投資法人が設立の際に発行する投資口の申込みをしようとする者は、投資口申込証に、その引き受けようとする投資口の口数並びに住所及び申込みをする年月日を記載して、これに署名し又は記名なつ印しなければならない。 2 設立企画人は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。 一・二 (略)	(設立の際の投資口の申込み等) 第七十一条 証券投資法人が設立の際に発行する投資口の申込みをしようとする者は、投資口申込証に、その引き受けようとする投資口の口数並びに住所及び申込みをする年月日を記載して、これに署名し又は記名なつ印しなければならない。 2 設立企画人は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。 一・二 (略)
三 投資法人の存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その規定 四・七 (略) 八 一定の時期までに投資法人が成立しないとき、又は金融再生委員会の登録を受けないときは、投資口の申込みを取り消すことができること。	三 証券投資法人の存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その規定 四・七 (略) 八 一定の時期までに証券投資法人が成立しないとき、又は金融再生委員会の登録を受けないときは、投資口の申込みを取り消すことができること。
九 (略)	九 (略)
3 (略)	3 (略)
4 第二項第六号に掲げる事項の細目は、総理府令で定める。	4 第二項第六号に掲げる事項の記載方法は、総理府令で定める。
5 (略)	5 (略)
6 商法第百七十五条第四項及び第百七十九条の規定は設立企画人に	6 商法第百七十五条第四項及び第百七十九条の規定は設立企画人に

ついて、同法第七十五条第五項、第七十六条、第九十条、第九十一条及び第二百八十条ノ七の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口について、同法第七十七条第二項の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第七十八条及び第二百八十九条の規定は第二項第五号の払込取扱機関について、同法第九十二条の規定は設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第四項中、「第二項第十号」とあるのは、「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又八信託会社」とあるのは、「払込取扱機関」と、同法第七十八条中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同法第七十九条第一項中、「第七十七条ノ規定ニ依ル」とあるのは、「払込期日ニ於テ」と、同法第九十二条第二項中、「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは、「払込」と、「払込ヲ為シ又八給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス」とあるのは、「払込又八支払」と、同法第三項中、「払込又八支払」とあるのは、「払込」と、同法第二百八十条ノ七中、「発行価額又八第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは、「発行価額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（執行役員等による調査等）

第七十三条 執行役員及び監督役員は、投資法人の設立について、次に掲げる事項を調査しなければならない。

ついて、同法第七十五条第五項、第七十六条、第九十条、第九十一条及び第二百八十条ノ七の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口について、同法第七十七条第二項の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第七十八条及び第二百八十九条の規定は第二項第五号の払込取扱機関について、同法第九十二条の規定は設立企画人並びに証券投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第四項中、「第二項第十号」とあるのは、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又八信託会社」とあるのは、「払込取扱機関」と、同法第七十八条中、「裁判所」とあるのは、「金融再生委員会」と、同法第七十九条第一項中、「第七十七条ノ規定ニ依ル」とあるのは、「払込期日ニ於テ」と、同法第九十二条第二項中、「払込又八現物出資ノ給付」とあるのは、「払込」と、「払込ヲ為シ又八給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス」とあるのは、「払込又八支払」と、同法第三項中、「払込又八支払」とあるのは、「払込」と、同法第二百八十条ノ七中、「発行価額又八第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは、「発行価額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（執行役員等による調査等）

第七十三条 執行役員及び監督役員は、証券投資法人の設立について、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一、三（略）

2・3（略）

4 第九十一条第二項及び第三項の規定は創立総会の招集の通知について、第九十二条の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者であつて創立総会に出席しないものについて、第九十四条第二項並びに商法第八十条第二項、第八十七條第一項及び第二項、第二百三十二条第一項、第二百三十三條、第二百三十七條ノ三から第二百三十八條まで、第二百三十九條第五項及び第六項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九條まで並びに第二百五十一條の規定は投資法人の創立総会について、同法第二百三十九條第二項及び第四項、第二百三十九條ノ二並びに第二百四十一條第一項の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について、それぞれ準用する。この場合において、第九十二条第二項中「前条第二項の書面」とあるのは、「第七十三条第四項において準用する前条第二項に規定する書面」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは、「執行役員及監督役員並ニ設立企画人」と、同条第三項中「本店ニ、其ノ謄本ヲ五年間支店ニ」とあるのは「本店ニ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資法人の成立の時期）

第七十四条 投資法人は、設立の登記をすることによつて成立する。

一、三（略）

2・3（略）

4 第九十一条第二項及び第三項の規定は創立総会の招集の通知について、第九十二条の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者であつて創立総会に出席しないものについて、第九十四条第二項並びに商法第八十条第二項、第八十七條第一項及び第二項、第二百三十二条第一項、第二百三十三條、第二百三十七條ノ三から第二百三十八條まで、第二百三十九條第五項及び第六項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九條まで並びに第二百五十一條の規定は証券投資法人の創立総会について、同法第二百三十九條第二項及び第四項、第二百三十九條ノ二並びに第二百四十一條第一項の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について、それぞれ準用する。この場合において、第九十二条第二項中「前条第二項の書面」とあるのは、「第七十三条第四項において準用する前条第二項に規定する書面」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは、「執行役員及監督役員並ニ設立企画人」と、同条第三項中「本店ニ、其ノ謄本ヲ五年間支店ニ」とあるのは「本店ニ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（証券投資法人の成立の時期）

第七十四条 証券投資法人は、設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第七十五条 商法第九十三条から第九十六条までの規定は設立企画人について、同法第九十八条の規定は投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十五条中「取締役又八監査役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と、「第七十三条ノ二又八第八十四条第一項及第二項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十三条第一項及第二項」と、「取締役、監査役」とあるのは「執行役員、監督役員」と、同法第九十六条中「第二百六十六条第五項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第九条第四項ノ規定」と、同法第九十八条中「発起人」とあるのは「設立企画人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(発行する投資口)

第七十六条 投資法人が発行する投資口は、無額面とする。

(投資主の責任等)

第七十七条 (略)

2 投資主は、払込みについて相殺をもつて投資法人に対抗することができない。

3 商法第二百一条及び第二百三条の規定は、投資口について準用す

(商法の準用)

第七十五条 商法第九十三条から第九十六条までの規定は設立企画人について、同法第九十八条の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十五条中「取締役又八監査役」とあるのは「執行役員又八監督役員」と、「第七十三条ノ二又八第八十四条第一項及第二項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十三条第一項及第二項」と、「取締役、監査役」とあるのは「執行役員、監督役員」と、同法第九十六条中「第二百六十六条第五項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条第四項ノ規定」と、同法第九十八条中「発起人」とあるのは「設立企画人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(発行する投資口)

第七十六条 証券投資法人が発行する投資口は、無額面とする。

(投資主の責任等)

第七十七条 (略)

2 投資主は、払込みについて相殺をもつて証券投資法人に対抗することができない。

3 商法第二百一条及び第二百三条の規定は、投資口について準用す

る。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「投資法人」と読み替えるものとする。

(投資口の譲渡等)

第七十八条 (略)

2 投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

3 投資証券の発行前にした投資口の譲渡は、投資法人に対して効力を生じない。

4 6 (略)

(投資口の移転の對抗要件)

第七十九条 投資口の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿に記載しなければ、投資法人に對抗することができない。

2 (略)

(自己投資口の取得及び質受けの制限)

第八十条 投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りでない。

一 (略)

る。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。

(投資口の譲渡等)

第七十八条 (略)

2 証券投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

3 投資証券の発行前にした投資口の譲渡は、証券投資法人に対して効力を生じない。

4 6 (略)

(投資口の移転の對抗要件)

第七十九条 投資口の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿に記載しなければ、証券投資法人に對抗することができない。

2 (略)

(自己投資口の取得及び質受けの制限)

第八十条 証券投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りでない。

一 (略)

二 投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

三 (略)

2 前項ただし書の場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分をしなければならない。

3 (略)

(子法人による親法人投資口の取得制限)

第八十一条 他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人(以下「親法人」という。)の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の投資法人(以下「子法人」という。)は、取得することができない。

一 (略)

二 投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当該子法人は、相当の時期に当該親法人の投資口の処分をしなければならない。投資法人が子法人となったことを知った際に親法人の投資口を有しているときも、同様とする。

3 他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、この法律の適用については、当該他の投資法人をその親法人の子法人とみなす。

二 証券投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

三 (略)

2 前項ただし書の場合においては、当該証券投資法人は、相当の時期にその投資口の処分をしなければならない。

3 (略)

(子法人による親法人投資口の取得制限)

第八十一条 他の証券投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する証券投資法人(以下「親法人」という。)の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の証券投資法人(以下「子法人」という。)は、取得することができない。

一 (略)

二 証券投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当該子法人は、相当の時期に当該親法人の投資口の処分をしなければならない。証券投資法人が子法人となったことを知った際に親法人の投資口を有しているときも、同様とする。

3 他の証券投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、この法律の適用については、当該他の証券投資法人をその親法人の子法人とみなす。

4 (略)

(投資証券)

第八十三条 投資証券には、その番号及びその発行の年月日並びに次に掲げる事項を記載し、執行役員が署名し又は記名なつ印しなければならぬ。

一 投資法人の商号

二 投資法人の成立の年月日

三・四 (略)

2 投資法人は、その成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。

3 投資証券は、投資法人の成立(その成立後に投資口を発行するとき)は、その払込期日)の後でなければ、発行することができない。

4 (略)

5 商法第二百二十六条ノ二の規定は投資法人(規約をもつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。)の投資証券について、同法第二百二十九条及び第二百三十条の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券の不発行)

4 (略)

(投資証券)

第八十三条 投資証券には、その番号及びその発行の年月日並びに次に掲げる事項を記載し、執行役員が署名し又は記名なつ印しなければならぬ。

一 証券投資法人の商号

二 証券投資法人の成立の年月日

三・四 (略)

2 証券投資法人は、その成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。

3 投資証券は、証券投資法人の成立(その成立後に投資口を発行するとき)は、その払込期日)の後でなければ、発行することができない。

4 (略)

5 商法第二百二十六条ノ二の規定は証券投資法人(規約をもつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。)の投資証券について、同法第二百二十九条及び第二百三十条の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券の不発行)

第八十四条 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を規約に定めた投資法人は、前条第二項の規定にかかわらず、規約をもつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証にその旨を記載しなければならない。 2 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資法人に提出して、その所持を欲しない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。 3 第一項前段の規定による定めをした投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときはその旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に遅滞なく記載しなければならない。 4 前項の投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに応じないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、未発行の投資証券を遅滞なく発行しなければならない。	第八十四条 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を規約に定めた証券投資法人は、前条第二項の規定にかかわらず、規約をもつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証にその旨を記載しなければならない。 2 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を証券投資法人に提出して、その所持を欲しない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該証券投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。 3 第一項前段の規定による定めをした証券投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときはその旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に遅滞なく記載しなければならない。 4 前項の証券投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに応じないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、未発行の投資証券を遅滞なく発行しなければならない。
(投資口の併合) 第八十五条 投資法人は、投資主総会の決議により、投資口を併合することができる。	(投資口の併合) 第八十五条 証券投資法人は、投資主総会の決議により、投資口を併合することができる。
2 (略) (端数の処理)	2 (略) (端数の処理)

第八十六条 投資法人は、投資口の併合により投資口一口に満たない端数が生ずるときは、その部分について新たに発行した投資口を、公正な価額による売却を実現するために適当な方法として総理府令で定めるものにより売却し、その端数に応じてその代金を従前の投資主に交付しなければならない。

2 第八十四条第一項に規定する投資法人は、前項の規定にかかわらず、投資口の併合により生ずる投資口一口に満たない端数の部分について、当該投資法人の純資産の額に照らして公正な価額をもつて、払戻しをすることができる。

3・4 (略)

(投資口の分割)

第八十七条 投資法人は、投資口を分割することができる。

2 (略)

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び投資法人が定める一定の日において投資主名簿に記載のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前(その日が第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前)に、公告しなければならない。

4 (略)

5 投資法人は、第二項及び第三項の規定により投資口の分割をしたときは、遅滞なく、同項に規定する投資主及び当該投資主に係る投

第八十六条 証券投資法人は、投資口の併合により投資口一口に満たない端数が生ずるときは、その部分について新たに発行した投資口を、公正な価額による売却を実現するために適当な方法として総理府令で定めるものにより売却し、その端数に応じてその代金を従前の投資主に交付しなければならない。

2 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、前項の規定にかかわらず、投資口の併合により生ずる投資口一口に満たない端数の部分について、当該証券投資法人の純資産の額に照らして公正な価額をもつて、払戻しをすることができる。

3・4 (略)

(投資口の分割)

第八十七条 証券投資法人は、投資口を分割することができる。

2 (略)

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び証券投資法人が定める一定の日において投資主名簿に記載のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前(その日が第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前)に、公告しなければならない。

4 (略)

5 証券投資法人は、第二項及び第三項の規定により投資口の分割をしたときは、遅滞なく、同項に規定する投資主及び当該投資主に係

資主名簿に記載のある質権者に対して、その投資主の受ける投資口の口数を通知しなければならない。 6 (略)	第八十八条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、その設立の際の最初の規約をもつて、前条第二項及び第三項の規定によらないで投資口の分割をする旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証に、その旨及び次項各号に掲げる事項を記載しなければならない。 2 (略) 3 第一項前段の場合においては、当該投資法人は、総理府令で定める期間ごとに、前項第二号に規定する投資主及び当該投資主に係る投資主名簿に記載のある質権者に対して、その投資主が投資口の分割により受ける投資口の口数、分割に関する計算その他総理府令で定める事項を通知しなければならない。 4 (略) (書面による議決権の行使) 第九十二条 (略) 2 書面による議決権の行使は、前条第二項の書面に必要な事項を記載し、これを投資主総会の会日の前日までに投資法人に提出して行う。 3・4 (略)
る投資主名簿に記載のある質権者に対して、その投資主の受ける投資口の口数を通知しなければならない。 6 (略)	第八十八条 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、その設立の際の最初の規約をもつて、前条第二項及び第三項の規定によらないで投資口の分割をする旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証に、その旨及び次項各号に掲げる事項を記載しなければならない。 2 (略) 3 第一項前段の場合においては、当該証券投資法人は、総理府令で定める期間ごとに、前項第二号に規定する投資主及び当該投資主に係る投資主名簿に記載のある質権者に対して、その投資主が投資口の分割により受ける投資口の口数、分割に関する計算その他総理府令で定める事項を通知しなければならない。 4 (略) (書面による議決権の行使) 第九十二条 (略) 2 書面による議決権の行使は、前条第二項の書面に必要な事項を記載し、これを投資主総会の会日の前日までに証券投資法人に提出して行う。 3・4 (略)